

## 『国際法判例百選 [第2版]』の刊行にあたって

長年の懸案であった国際法判例百選が2001年に満を持して刊行され、判例に基づいて国際法を学習することがより身近になった。国際法も法学である以上、判例を無視して学べないのと言うまでもなく、ようやく国際法を本格的に勉強する環境が整ったと関係者から歓迎された。

国際社会においては、近年、国際仲裁裁判や国際司法裁判といった伝統的な司法的紛争処理手続の利用が活発化しただけではなく、WTO紛争処理手続、国際投資仲裁、さらには国際刑事裁判等の新たな司法手続も頻繁に利用されるようになった（国際社会の司法化）。第1版刊行から10年が経過したという事情に加えて、毎日のように国際的な司法機関や国内裁判所が国際法に関する新たな判断を出すようになった。このような情勢を踏まえれば、国際判例の現状を正しく認識するためには版を改めるべき時期になったと言えよう。

本書で新たに収録した判例の数は50件に及び、第1版のアップデートという所期の目的は果たせたと思う（とくに投資協定仲裁は21世紀になって使われ始めた手続であり、4つの事件を掲載した）。ただし、2010年秋以降の判決については、時期的な問題から掲載できなかったことをお断りしておきたい。

\*

\*

\*

第1版では、当時の「はしがき」にもあるように、一つの判例に一つのトピックを語らせ、争点に関する判断とその理由づけが裁判例を通じてどのように継承あるいは変更されていったかにつき判例相互間の関係を明確化することに意が用いられた。第2版でも、新しく選任されたわれわれ3名の編者はこの第1版の編集方針を踏襲し、講学上の体系と結びつけた項目立てを行い、国際司法裁判所（その前身である常設国際司法裁判所）だけではなく、その他の国際仲裁裁判等の国際紛争処理手続、さらには国際法を適用した国内判例のうち、リーディングケースと呼べるものを採り上げた。国際判例は往々にして多岐の争点にわたるが、そのすべてを網羅するのではなく項目テーマに関わる部分に特化するかたちで〈判旨〉や〈解説〉を記述した。同一の裁判例が複数項目にわたって収録されている例があるのは、争点ごとに裁判所の法的推論を抽出するという編集方針のためである。

\*

\*

\*

全体の構成も第1版に原則的に従ったが、国際法主体については、第1版が国家と国際組織をまとめて「Ⅲ 国際法の主体」としていたのに対して、第2版では、国家と国際組織を分けてそれぞれの法主体としての特色が際立つような構成を試みた。ま

た、「X 国家責任」では、責任の一般原則に関わる判例と外交的保護分野の判例を分けて記載し、「XI 経済活動・環境保護」も、両分野の最近の国際判例の蓄積を踏まえて、「経済活動」と「環境保護」を明確に区別して、それぞれに関係する判例を掲載した。

国際紛争処理方式については、それぞれの方式の特色が判決等の文書のなかで直接的に示されるものを選び（とくに84事件、86事件）、判例中の文言をもとに国際紛争処理方式の特色を解説できるように心がけた。

\* \* \*

参考文献は、当然のことながら網羅的なものではなく、重要なものを筆者に選択していただいたが、欧文のものを可能な限り一つは載せることとし、国際的な議論を知りたい読者の便宜を図った。国際法の判例集の類は参考文献から原則として除外いただくようお願いしたので、その点をご留意いただきたい。

\* \* \*

第2版でも100名を超える専門の研究者に執筆をお願いした。執筆期間が短期間であったにもかかわらずご協力をいただいたことに心より感謝申し上げる。第1版に引き続いて掲載した判例についてもすべて担当のご交替をお願いし、新たな角度からそれぞれの判例に取り組んでいただくことにした。本書には巻末に第1版の目次も掲載しているので、第1版にすでに掲載されている判例については、両者の解説を比較して読んでいただくと判例に対する研究者の見方の違いが発見できて面白いかもしれない。

国際法の学習者におかれては、本書を座右に置き、授業や教科書で判例がふれられた場合には、まずは本書の該当箇所を読まれて、判例の意味をはっきりと認識し勉強を続けていただきたい。

第2版の刊行にあたっては、有斐閣雑誌編集部の信国幸彦、木田悦子両氏に多大なご尽力をいただいた。心より感謝申し上げたい。

2011年8月

小寺 彰  
森川 幸一  
西村 弓